宮崎市建築物耐震改修促進計画（改定）【概要版】（素案）

はじめに

・　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「法」という。）において、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

・　本計画は平成20年3月に策定し建築物の耐震化を進めてきたが、住宅の耐震化をより一層進めていかなければならないこと、また、策定以降、東日本大震災などを背景に平成25年には法改正が行われ、さらに、南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されているなど、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るために改定する。

第１章　計画の目的等

1　計画策定の背景

・　阪神・淡路大震災を契機とし、平成7年に法が制定

・　大規模地震の頻発等から平成18年に法改正

・　平成23年の東日本大震災発生によりさらに平成25年に法改正→新たな国の基本方針

2　計画の目的・位置付け・対象

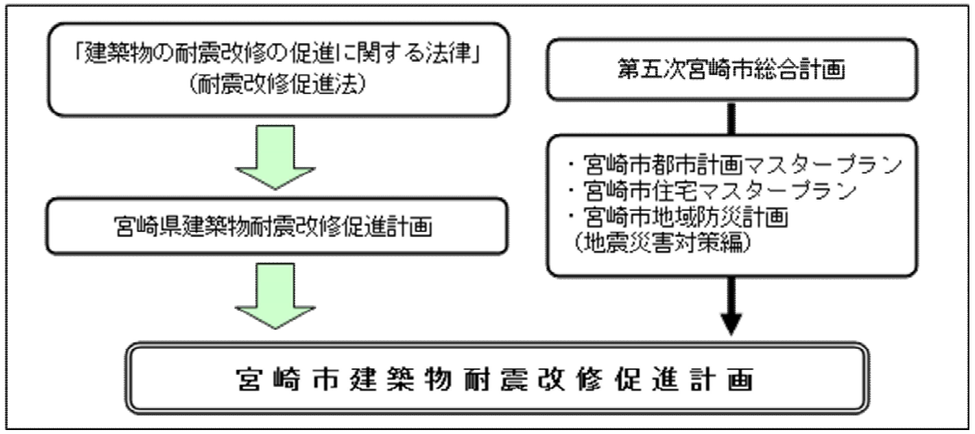

○　計画期間：平成30年度から39年度までの10年間とする。（概ね5年後に見直し）

○　計画の対象：建築基準法等の耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物（既存耐震不適格建築物）。

第２章　建築物の耐震化の実施に関する目標設定

1　想定される地震の規模及び想定される被害の状況

南海トラフ巨大地震における本市の被害想定（マグニチュード９クラス　震度７）

死者数：約 3,000 名　全壊建物数：約 29,000 棟

2　耐震化の現状と目標設定

耐震化率の現状及び平成 34 年度末における耐震化率の目標は次表のとおり。

建築物の種類	H20.3 策定時の耐震化率		今回改定による耐震化率		県設定目標（H32 年度末）
	現状（H17 年度末）	目標（H27 年度末）	現状（H28 年度末）	目標（H34 年度末）	
住宅	72%	90%	83%	90%	90%
特定建築物※	71%	80%	82%	95%	95%
市有施設	86%	90%	100%	100%	

※特定建築物とは、学校、病院、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物等のこと。

第３章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1　耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。そのため、所有者に対する耐震性の向上に向けた意識の啓発、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じる。

2　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

・　建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行う。

・　国等の支援制度（耐震改修促進税制等、耐震改修融資制度等）の周知を図る。

3　地震時の総合的な安全対策を図るための取組

・　建築物の所有者に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散、天井等非構造部材の落下等について必要な対策を講じるよう指導等を行う。

・　災害直後に避難所の応急危険度判定を行い、安全な避難所を提供できる体制を整備するなど、余震による二次災害の未然防止対策等に取り組む。

4　地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める路線を本計画において指定する。

第４章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組む。

1　地震被害想定結果等の周知

2　パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催

3　リフォームにあわせた耐震改修への誘導

4　地域との連携

5　耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示

6　相談体制の整備及び情報提供の充実

第５章　建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修の指導等のあり方

法改正により、住宅をはじめとするすべての既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震化に努めることとされたことから、以下の事項に取り組む。

1　法による耐震診断及び耐震改修の指導等の実施

建築物の所有者に対し、法に基づく指導及び助言を行うものとし、必要に応じて指示、公表を行う。

2　耐震診断及び耐震改修の指導等の方法

優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び指導等実施の手順、公表のあり方等について、県及び他市町村と相互に連携し、統一的な運用に努める。

3　建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第 10 条の規定に該当する建築物の所有者に対し、勧告又は命令を行うことを検討する。

第６章　その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

1　国、県及び関係団体との連携

国の基本方針、県の促進計画を踏まえ、国・県の支援制度を活用するなど耐震化の支援を進め、また建築関係団体等と連携を図り、啓発等を図っていく。

2　その他

特定建築物の耐震化に関する管理台帳を整備し、耐震化の進捗状況の把握を行い、早期の耐震診断及び耐震改修の実施について指導、助言等を行う。